

国立大学法人富山大学『一般事業主行動計画』

富山大学は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を定め、職員が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に取り組みます。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

2 内容

『妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備』

目標1 出産・育児に関する支援制度の周知の継続、制度を利用する環境の充実を図る。

《対策》

- ・次の事項を学内掲示板等を利用して、周知を図る。
育児休業、育児短時間勤務制度等
保育利用料補助制度
ベビーシッター利用料金割引事業
研究サポーター制度
育児との両立支援ハンドブック
- ・計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上の達成を目指す。
男性職員：配偶者が出産した男性職員のうち、育児休業取得率40%以上
女性職員：育児休業取得率90%以上
- ・その他、出産・育児に関する支援制度の充実を図る。

『働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備』

目標2 所定外労働を削減するための措置を実施する。

《対策》

- ・学内における会議等について、所定勤務時間内での開催を周知徹底する。
- ・各部署における週1回、定時退勤日を周知徹底する。
- ・各部署における週1回、早時退勤日を周知徹底する。
- ・所定外労働時間削減のため、業務の簡素化、合理化及び効率化を図る。
- ・計画期間内に、常勤事務職員の1人当たりの各月毎の平均所定外労働時間を令和5年度を基準とし、3%削減する。

目標3 年次有給休暇の連続取得のための措置を実施する。

《対策》

仕事と家庭生活の両立を図るため、年5日の年次有給休暇の確実な取得に加え、子の長期休暇に合わせた休暇の取得や、ゴールデンウィーク、年末年始等において、連続した年次有給休暇の取得促進を図る。